

仕 様 書 番 号			
G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 R			
作成	平成19年	3月30日	
変更	令和6年	3月4日	
補給統制本部 装備計画部			

陸上自衛隊

一般外注整備共通仕様書

陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

目 次

1	総則	1
1.1	適用範囲	1
1.2	用語及び定義	1
1.3	引用文書等	4
2	整備に関する要求	5
2.1	一般的要求事項	5
2.2	整備の種類	5
2.3	整備の作業方式	6
2.4	整備作業	6
2.5	修理基準	6
2.6	整備実施場所	6
2.7	装備品等区分	6
2.8	整備除外品目	7
2.9	部品・副資材	7
2.10	塗装・防せい処置	8
2.11	給油脂など	9
2.12	外観・機能・性能	9
2.13	整備品の表示	9
2.14	整備作業間の作業中止事項	9
2.15	品質管理	9
3	品質保証	9
3.1	試験	9
3.2	監督・検査	10
4	出荷条件	10
5	その他の指示	10
5.1	無償貸付品・官給品	10
5.2	承認用図面等	10
5.3	修理基準等の作成要領	10
5.4	納入書類	10
5.5	保証期間	11
6	秘密保全など	11
6.1	秘密保全	11
6.2	整備実施場所などへの立入りなど	11

陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

目 次

6.3	役務契約における武器・弾薬の管理	11
6.4	官側の資料の使用に関する注意	12
7	その他	12
7.1	輸送	12
7.2	保管の責任	12
7.3	官側の支援	12
7.4	支援の要請	12
7.5	技術資料	12
7.6	技術変更提案	12
7.7	附属品などの確認	12
7.8	諸法規との関連	12
7.9	知的財産権に関する注意	12
7.10	文書などの誤認	12
7.11	仕様書に関する疑義	12
附属書A	(規定) 通信電子器材整備	13
附属書B	(規定) 官給品及び交換済部品の返納要領など	17
附属書C	(規定) 整備品の表示要領	18
附属書D	(規定) 修理基準等の作成要領	26

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸上自衛隊 一般外注整備共通仕様書	G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 R	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成19年 3月30日
	変 更	令和 6年 3月 4日
	作成部隊等名	補給統制本部 装備計画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する装備品等の外注整備（G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 1によるものを除く。）に関する共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

オーバーホール

装備品等の欠陥箇所又は欠陥の生ずるおそれのある箇所を分解して修理を行い、完全な使用可能状態に回復させることをいう。

1.2.2

修理

指定された修理基準に基づき装備品等の点検、検査、調整、交換、溶接、びょう締め、補強などによって欠陥を是正し、又は使用が不能な状態を使用が可能な状態に回復することをいう。

1.2.3

改造

使用目的又は基本性能を変更することなく、装備品等の性能、安全性の向上、操作及び整備の容易又は耐用命数の延長を図るため一部の設計、組立て、構造、機能などを変更することをいい、改造指令書に基づき実施する。

1.2.4

改修

使用目的又は基本性能を変更することなく、不具合事項（予見されるものを含む。）の是正のため若しくは装備品等の性能、安全性の向上、操作及び整備の容易又は耐用命数の延長を図るため一部の構成品、部品、機能などを変更、追加又は廃止することをいう。

1.2.5

検査

整備の種類において法令などの規定などに基づき、関係官庁、その認定団体などが行う検査をいい、定期検査、再検査などに区分される。

1.2.6

点検

整備の種類において法令などの規定などに基づき実施する点検をいい、あらかじめ点検周期を定めて実施するものを定期点検、その他を臨時点検に区分される。

1.2.7

計画整備

年度業務計画などによって命ぜられた、装備品等の機能・性能を維持するために行う整備をいう。

1.2.8

臨時整備

定期点検において部品交換及び修理が必要となった箇所の整備を行うことをいう。

1.2.9

技術援助

装備品等の製造者等の技術者が、官側の整備員などに対し、装備品等の操作要領、整備・修理・試験などの要領を指定した場所において技術指導を行うことをいう。ただし、技術者は、契約の相手方が該当技術に対し十分な能力があると認めた者とする。

1.2.10

校正

計測器の精度を維持するため、定期的又は必要の都度、標準器と対照することによって計測器の指示値を修正（補正表の作成を含む。）することをいう。

1.2.11

営業所等

当該契約の相手方又はその下請負者の営業所、工場及びその他の関係場所をいう。

1.2.12

工場整備

装備品等を営業所等において行う整備をいう。

1.2.13

現地整備

装備品等を装備部隊などにおいて行う整備をいう。

1.2.14

国産品

国内において調達する調達物品など（輸入品及び供与又は貸与は受けないが、アメリカ合衆国政府の仕様書、図面など同一の仕様書、図面などによって調達される装備品等その他の装備品等で幕僚長等が補給業務上これと同一の取扱いをしようとするものを除く。）をいう。

1.2.15

供与品

“日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定”に基づく有償援助によって調達する装備品等をいう。

1.2.16

その他の輸入品

防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等（供与品を含まない。）をいう。

1.2.17

修理基準

装備品等の各部を修理する場合に、適用すべき修理精度、使用限度、修理値、試験基準などの基準値及び修理作業の規制的内容をいう。

1.2.18

標準（又は確定）作業方式

個別仕様書で規定する標準作業表（又は確定作業表）によって作業項目などが確定している作業を標準内（又は確定）作業として実施する整備をいう。

1.2.19

標準外（又は追加）作業方式

個別仕様書で規定する標準作業表（又は確定作業表）以外の整備作業及び共通でない各種作業を標準外（又は追加）作業として標準外作業表（又は追加作業表）を作成し、検査官等の承認を受け、又は契約書などの定めるところによって速やかに標準外作業見積書を作成し、契約担当官等の承認を受けて実施する整備をいう。

1.2.20

標準・標準外（又は確定・追加）作業方式

個別仕様書で規定する標準作業表（又は確定作業表）によって作業項目などが確定している作業を標準内（又は確定）作業として実施し、これ以外の整備作業及び共通でない各種作業を標準外（又は追加）作業として標準外作業表（又は追加作業表）を作成し、検査官等の承認を受け、又は契約書などの定めるところによって速やかに標準外作業見積書を作成し、契約担当官等の承認を受けて実施する整備をいう。

1.2.21

診断作業方式

整備品を診断して調整、交換などの修理を要する部品及び箇所を明確にすることをいい、診断後、整備診断明細書を作成し提出する。ただし、この診断を行うために必要な最小限度の整備工程を含む。

1.2.22

整備（又は修理）作業方式

整備（又は修理）作業は、別に行われた診断作業で提出され、かつ、承認された整備診断明細書によって実施する整備をいう。

1.2.23

整備（又は修理）診断作業方式

整備品を診断して調整、交換などの修理を要する部品及び箇所を明確にすることをいい、診断後、整備診断明細書を作成し提出する。ただし、この診断を行うために必要な最小限度の整備工程を含み、整備（又は修理）作業は、承認された整備診断明細書によって実施する整備をいう。

1.2.24

副資材

整備に使用する部品以外の材料など〔金属材料、木材、油脂類、剝離剤、洗浄剤、接着剤、塗料類、溶接資材、配線資材、きょう（筐）体部補修資材、研磨材、表面処理剤、非破壊試験剤、熱処理用剤、皮革及び糸類、事務用消耗品、提出書類用紙など〕をいう。

1.2.25

稼動時・無稼動時

装備品等を使用する状態又は動力を要するものは、エンジンなど起動時又は電力を供給された状態を稼動時といい、動力を要するものがエンジンなど停止時又は電力を供給されていない状態を無稼動時という。

1.2.26

有害物質等

放射性物質（“放射性同位元素等の規制に関する法律”の適用を受けるものをいう。）及び有害物質（“毒物及び劇物取締法”第2条第1項、第2項及び第3項で規定する毒物、劇物及び特定毒物並びに“労働安全衛生法”第55条に規定する製造等の禁止物質、第56条に規定する製造の許可を受けるべき物質をいう。）をいう。

1.2.27

官図

装備品等を取得するために、官側が作成又は購入し、管理する図面をいう。

1.2.28

消耗的部品

分解整備において損傷・摩耗・衰損などによって再使用が不可能な部品をいう。

1.2.29

規格品

国際規格（国際標準化機構規格、国際電気標準会議規格など）、国定規格、官庁規格〔防衛省規格（防衛省仕様書を含む。）など〕、各種団体規格〔補給業務資料（工具規格、優良部品規格などを含む。）〕などにに基づき製造した製品をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版（追補を含む。）とする。ただし、契約後当該文書に改正などがあった場合には、その適用について別途協議し、引用文書に定める事項が個別仕様書に規定する内容と相違する場合は、個別仕様書を優先する。

a) 規格

J I S B 1 1 0 1	すりわり付き小ねじ
J I S B 1 1 1 1	十字穴付き小ねじ
J I S B 1 1 8 0	六角ボルト
J I S B 1 1 8 1	六角ナット
J I S C 2 1 0 3	電気絶縁用ワニス試験方法
J I S H 3 1 0 0	銅及び銅合金の板及び条
J I S H 4 0 0 0	アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条
J I S H 8 6 0 1	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜
J I S H 8 6 1 0	電気亜鉛めっき
J I S H 8 6 1 5	工業用クロムめっき
J I S H 8 6 1 7	ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき
J I S H 8 6 2 1	工業用銀めっき
J I S H 8 6 4 1	溶融亜鉛めっき
J I S P 0 1 3 8	紙加工仕上寸法
N D S C 0 0 0 2	地上用電子機器通則
N D S G 8 1 0 1	金属部品表面処理通則
N D S G 8 1 0 2	鉄鋼表面の清浄処理及び塗装下地処理

NDS G 8103	鉄鋼用りん酸塩皮膜
NDS G 8104	鉄鋼用黒色酸化皮膜
NDS H 8601	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜
NDS H 8610	亜鉛めっき（電気めっき）
NDS Z 0001	包装の総則
NDS Z 8011	角形銘板
NDS Z 8201	標準色
NDS XC 3502	機器配線用電線

b) 仕様書

DSP K 5218	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z000002	陸上自衛隊塗装共通仕様書
GLT-CG-Z500001	陸上自衛隊オーバーホール（火器・車両・化学器材・施設器材）共通仕様書
MIL-M-43719	MARKING MATERIALS AND MARKERS, ADHESIVE, ELASTOMERIC, PIGMENTED;

c) 法令等

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定 [昭和29年5月1日公布（条約第6号）]
 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）
 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 計量法（平成4年法律第51号）
 陸上自衛隊の補給等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第72号）
 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）
 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）
 国産車両用優良部品の調達要領について（通達） [陸幕武第653号（48.11.15）]
 技術変更提案の処理について（通達） [陸幕装計第72号（10.3.26）]

1.3.2 関連文書

放射性物質を含む電子管等の取扱いについて（通達） [陸幕化第65号（42.5.19）]

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

個別仕様書によって、分解、検査又は機能・性能点検を実施して当該装備品等の修理基準に示す修理値（性能上修理すべき限界値）内で修理を行う。ただし、修理値を超えたもので、調整などによって修復不可能なものについては、修理精度（標準寸法又は組立標準値）になるように整備し、完全に使用が可能な状態に回復させる。

2.2 整備の種類

整備の種類は、次による。その適用区分は、個別仕様書等による。

a) オーバーホール

- b) 修理
- c) 改造
- d) 改修
- e) 検査
- f) 点検
- g) 計画整備
- h) 臨時整備
- i) 技術援助
- j) 校正

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、次による。その適用区分は、個別仕様書等による。

- a) 標準（又は確定）作業方式
- b) 標準外（又は追加）作業方式
- c) 標準・標準外（又は確定・追加）作業方式
- d) 診断作業方式
- e) 整備（又は修理）作業方式
- f) 整備（又は修理）診断作業方式

2.4 整備作業

整備作業は、個別仕様書に規定する整備作業工程表による。ただし、個々の作業内容は、個別仕様書による。

2.5 修理基準

修理基準は、個別仕様書による場合を除き、次による。

- a) 装備品（通信電子器材及び誘導武器を除く。）の修理基準は、当該装備品の陸上自衛隊整備諸基準による。ただし、整備諸基準がない場合及び細部は、承認図面による。
- b) 装備品（誘導武器）の修理基準は、当該装備品の各種整備実施規定、補給カタログ、米軍の **TM**（Technical Manual）、**DMWR**（Depot Maintenance Work Requirement）、**MWO**（Modification Work Order）、製造者などの作成した取扱説明書、オーバーホールマニュアルなどによる。
- c) 装備品等（通信電子器材）の修理基準は、当該装備品等の陸上自衛隊整備諸基準による。ただし、整備諸基準がない場合は、**附属書A**によって実施する。
- d) 装備品以外の修理基準は、当該整備品の取扱説明書による。

なお、取扱説明書によることが不可能な場合は、調達要求元と調整し、修理基準表を提出する。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は、次による。その適用区分は、個別仕様書等による。

なお、契約の相手方は、指定の整備実施場所以外に立ち入る必要が生じた場合は、契約担当官等に速やかに申し出て、指示を受ける。

- a) 営業所等
- b) 官側の施設など
- c) その他の場所

2.7 装備品等区分

装備品等の区分は、次による。

- a) 国産品
- b) 供与品
- c) その他の輸入品

2.8 整備除外品目

整備除外品目は、必要によって個別仕様書なお、次に示す品目の整備は、行わない。ただし、保管整備作業などの軽易な作業（蓄電池の充電及び補液、ターミナルの修理、転輪のゴム部以外の補修、シリンダヘッドの交換以外の修正、履帯ピンなどの一部の交換など）は、行う。

- a) 蓄電池、乾電池及び消火器
- b) ほろ、砲覆い、カバー類、収容袋など
- c) 予備品、附属品、工具など
- d) 個別仕様書等に作業指示のないもの。ただし、他の部位を整備するために必要な取外し・取付けは、行う。

2.9 部品・副資材

2.9.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 部品及び副資材は、個別仕様書等に規定するもの以外は、官給しない。
- b) 材料に有害物質等を使用したものは、関係法令に基づく許可を証明する書類などをもって、契約担当官等の承認を受ける。

2.9.2 部品

整備（用）部品は、製造者の社内規格品又は同等以上のもので、性能及び機能を保証する書類によって検査官等に承認を受けた製品を使用する。

2.9.3 副資材

副資材は、次による。

- a) 副資材は、整備品の性能及び機能を損ねる規格品の使用又は不適格な作業方法を実施してはならない。
- b) 金属材料などの補修用資材は、被補修部分と強度及び性能が同等以上のもので、契約担当官等の承認を受けたものとする。

2.9.4 部品の組替え

部品の組替えは、次による。

- a) 当該整備品以外から部品の組替えが必要な場合は、その他の適用仕様書に定めがある場合を除き、契約担当官等の承認を受ける。
- b) 他のロットから部品の組替えが必要な場合は、その都度、契約担当官等の承認を受ける。

2.9.5 部品の官図による製作など

契約の相手方が整備に必要な部品を製作又は購入する場合は、次による。

- a) 部品を製作又は購入する場合は、官図による。
なお、官図を必要とするときは、検査官等を経て契約担当官等へ申請し、調達要求元から貸与を受ける。
- b) 官図がない場合は、契約の相手方の責任において装備品等の同一部品又はこれと同等以上のものを製作又は購入する。また、この場合、承認用図面等を提出し、契約担当官等の承認を受けた後、製作又は購入する。ただし、機能などに直接影響のないものは、契約担当官等の承認を受け

て承認用図面等の提出を省略してもよい。

c) a)又はb)によって製作又は購入した部品は、検査官等の検査を受けた後、使用する。

2.9.6 部品の製作など

部品の製作などは、次による。

a) **国産品** 部品（国産品）を製作する場合は、次による。

- 1) 当該国内生産装備品等の同一部品
- 2) 車両用部品は、“国産車両用優良部品の調達要領について（通達）”に基づき優良部品として指定された部品
- 3) 2.9.5によって契約の相手方が製作又は購入した部品で、製造者が規定する社内規格に合格した部品
- 4) 1)～3)以外の場合で、検査官等が使用を承認した部品

b) **国産品以外（供与品・その他の輸入品）** 部品（国産品以外）を製作する場合は、次による。

- 1) 2.9.5 b)によって契約の相手方が製作又は購入した国産化部品で、製造者が規定する社内規格に合格した部品
- 2) 輸入証明書のある輸入部品
- 3) 輸入証明書はないが、品質状態が1)と同等と判定可能で十分な証拠がある輸入品
- 4) 1)～3)以外の場合で、検査官等が使用を承認した部品

2.9.7 部品の返納

官給品及び交換済部品の返納要領などは、個別仕様書による場合を除き、**附属書B**による。

2.10 塗装・防せい処置

2.10.1 塗装

塗装は、次による。

- a) 塗装方法などは、個別仕様書等及び次によるほか、GLT-CG-Z000002による。
- b) 塗色は、旧塗装面と同質同色とし、OD色の場合は、NDS Z 8201の色番号2314（OD色 7.5Y 3/1）を標準とする。
- c) 塗装区分は、**表1**とし、その適用区分は、個別仕様書等による。
- d) 塗装を補修する必要がない場合は、生地ごしらえ後、旧塗装面の上にDSP K 5218を1回塗る。
- e) “A塗装”以外でプライマ塗りが必要な場合は、個別仕様書による。

表1－塗装区分

塗装区分	塗装要領	適用例
A塗装	旧塗膜を除去し、生地ごしらえ後プライマを均一に2回塗り、乾燥後、上塗りを2回行う。	旧塗膜の剝離・亀裂が甚だしい箇所
B塗装	旧塗膜の不良部位及び全面を生地ごしらえ後、旧塗膜の上から上塗りを1回行う。	旧塗膜の剝離・亀裂が小さい箇所が点在する場合
C塗装	旧塗膜の不良部位を生地ごしらえ後、当該不良部位だけを、旧塗膜の上から上塗りを1回行う。	旧塗膜の剝離・亀裂が小さい箇所

2.10.2 非塗装部位

非塗装部位は、次によるほか、個別仕様書等による。

- a) 金属の滑動面・はめあい部位・ねじ穴など、塗装によって機能・性能に影響を及ぼす箇所
- b) ゴム・ガラス・皮革・陶器など、材質が塗装に不適切なもの

2.10.3 防せい処置

防せい処置は、次によるほか、個別仕様書等による。

- a) 塗装した部位を除く金属露出面（連結機構部，開口部分など）に行う。
- b) 防せい性に優れた製品を使用する。

2.11 給油脂など

給油脂などは、次による。

- a) 油脂類，燃料，冷却水，電解液，空気，その他官給したもの以外に必要なものは，契約の相手方において用意する。
- b) 給油脂などは，整備諸基準などによって行う。

2.12 外観・機能・性能

2.12.1 外観

外観は，次による。

- a) 塗装，めっき，りん酸塩皮膜などを施してある箇所に地金が見えていることなく，また，腐食の原因となるきずなどがあってはならない。
- b) 緊締部にがたがなく，溶接及びはんだ付け箇所に剥離，亀裂などがあってはならない。
- c) 標識，目盛，記号，銘板などの表示は，鮮明でなければならない。
- d) 整備品の仕上げ，構造，防せい処置，給油脂，打ちきず，加工不良，未加工，欠品，加工きず，輸送取扱い不良などによる破損など，外観上の異常があってはならない。

2.12.2 機能・性能

機能及び性能は，次による。

- a) 個別仕様書に規定する内容を満足しなければならない。
- b) 整備品の機能及び性能は，当該装備品等の修理基準に適合しなければならない。
- c) 各計器の作動，照明具などの機能が正常でなければならない。

2.13 整備品の表示

整備品の表示は，個別仕様書に規定する場合を除き，**附属書C**及び**GLT-CG-Z000001**の2.3による。

2.14 整備作業間の作業中止事項

契約の相手方は，整備作業間において次に該当する場合は，直ちに作業を中止し，その旨を文書で契約担当官等に申し出て，指示を受ける。

なお，契約担当官等から整備作業中止の指示を受けた場合は，中止にした時点までの作業の確認を受けるとともに，仮組立てなどの処置を行い，原形に復し，契約担当官等の指示に従う。

- a) 当該装備品等の総修理費が修理限度額を超えると判断した場合
- b) 個別仕様書等に規定する以外の工程が必要と判断した場合
- c) 当該装備品等が，調整などによって修復不可能と判断した場合
- d) 技術的又はその他の理由によって，当該装備品等を整備することの適否について疑義が生じた場合

2.15 品質管理

品質管理は，**DSP Z 9008**を引用し，必要に応じ個別仕様書に規定する。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、個別仕様書等による。ただし、試験に必要な器材、設備などは、GLT-CG-Z000001の3.1.2による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 出荷条件

整備品の包装及び包装の表示は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条4による。

- a) 包装のレベルは、個別仕様書等に規定する場合を除き、表2による。
- b) 通箱使用の場合、当該通箱が不良で、良品を代替官給不可能な場合は、検査官等の指示によって補修する。

表2－包装のレベル

適用	区分	レベル	規格
1	個装	A	NDS Z 0001の4.3.1 a)
	外装	I	NDS Z 0001の4.3.2 a)
2	個装	B	NDS Z 0001の4.3.1 b)
	外装	II	NDS Z 0001の4.3.2 b)
3	個装	C	NDS Z 0001の4.3.1 c)
	外装	III	NDS Z 0001の4.3.2 c)
4	個装	—	商慣習による。
	外装	—	商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品・官給品

整備に必要な無償貸付品及び官給品は、2.9及びGLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.2 承認用図面等

承認用図面等の提出は、次に示す事項に該当する場合のほか、GLT-CG-Z000001の箇条6による。ただし、提出が不可能な事項などがある場合は、その旨を文書で提出する。

- a) 仕様書で“〇〇を標準とする。”，“〇〇を基準とする。”などの用語を用いて、疑義の生ずるおそれのある場合
- b) 個別仕様書で提出を規定する場合
- c) 官図が標準図面、参考図面などの場合で、疑義の生ずるおそれのある場合
- d) 2.9.5 b)による場合
- e) 承認図面等を変更する場合

5.3 修理基準等の作成要領

修理基準等の作成要領は、次による。

- a) 個別仕様書で修理基準等の提出を規定する場合は、附属書Dによる。
- b) その他の様式は、個別仕様書等に規定する場合を除き、契約担当官等とその都度、調整する。

5.4 納入書類

5.4.1 添付書類

添付書類は、次による。

- a) **保証票** “契約不適合修補等の請求期間”を記入した保証票（様式は、GLT-CG-Z000001の7.4を準用する。）を履歴簿などに添付する。ただし、履歴簿などのないものは、保証票を整備品に添付する。
- b) **合格証** “計量法”などの法令に基づき、公共機関、認定された会社などの行う検定を受ける必要のあるものは、契約の相手方において検定を受け、その合格証を添付する。

5.4.2 提出書類

提出書類は、表3を標準とする。

表3—提出書類

番号	書類名	番号	書類名
1	工程表	8	検査申請書
2	無償貸付申請書	9	納品書・（受領）検査調書
3	承認願書	10	返品書・材料使用明細書
4	借受申請書	11	員数点検表
5	受領書	12	標準外（追加）作業（費）見積書
6	材料証明書	13	保管契約書
7	各種試験成績書	14	官給申請書

5.5 保証期間

保証期間は、個別仕様書等に規定する場合又は契約に当たって別に定める場合を除き、受領検査合格のときから1年とする。

6 秘密保全など

6.1 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、装備品等の製造などに関わる物件、文書、図面などで“特別防衛秘密”，“特定秘密”又は“秘密”に指定されているものの取扱いは，“特別防衛秘密の保護に関する訓令”，“特定秘密の保護に関する訓令”又は“秘密保全に関する訓令”に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も、同様とする。
- c) 契約の相手方は、官側の施設内において無許可の撮影をしてはならない。
- d) 契約の相手方は、関連する物件、文書、図面などの保管場所・要領について万全の注意を払わなければならない。

6.2 整備実施場所などへの立入りなど

整備実施場所などへの立入りなどは、次による。

- a) 契約の相手方は、整備実施場所である営業所等の立入りなどについては、許可された関係者以外を厳に制限する態勢でなければならない。
- b) 官側の施設などへの立入りなどは、それぞれの立入許可権者の定める要領による。

6.3 役務契約における武器・弾薬の管理

武器・弾薬の管理は、GLT-CG-Z000001の8.4によるほか、個別仕様書等による。

6.4 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2によるほか、個別仕様書等による。

7 その他

7.1 輸送

工場整備における輸送は、個別仕様書の規定又は調達要領指定書の指定によって、官側又は契約の相手方が担任する。

7.2 保管の責任

保管の責任は、引渡しから引取りの間は、契約の相手方が負う。

7.3 官側の支援

官側の支援は、次による。

- a) 官側の施設を整備実施場所にする場合は、官側との調整によって、使用責任者の許可を受けて官側の設備・器材など〔施設・設備・機器の使用，同一システムを構築する装備品等（操作要員を含む。）の使用，航空機・車両など（操縦要員，支援要員を含む。）の使用〕を使用することが可能である。
- b) 現地整備に必要な電力，水などの使用は，官側と調整する。
- c) 通信設備の利用は，検査官等が認める整備作業上必要な場合又は軽微な利用とし，その他は，官側と調整する。

7.4 支援の要請

契約の相手方は，整備のための試験，検査などの諸作業のうち，契約の相手方の施設，器材，人員などで実施不可能な場合は，事前に契約担当官等に申請し，承認を受けて官側の支援を要請してもよい。

7.5 技術資料

契約の相手方は，検査，その他の必要な技術資料を官側の要求によって，閲覧に供する。

7.6 技術変更提案

契約の相手方は，当該整備について自らの発意又は官側の指示によって，技術変更を要する事項が発生した場合は，“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって，速やかに提案を作成し，契約担当官等に提出する。

7.7 携行工具及び附属品などの確認

携行工具及び附属品などの確認は，搬出・搬入時に実施する。

7.8 諸法規との関連

国内及び国外の諸法規，権利などの関連事項は，契約の相手方の責任において処置する。

7.9 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は，GLT-CG-Z000001の8.1によるほか，個別仕様書等による。

7.10 文書などの誤認

製造者の発行する文書などの誤認は，契約の相手方が責を負う。

7.11 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

附属書 A (規定) 通信電子器材整備

A.1 適用範囲

この附属書は、通信電子器材の外注整備について規定する。

A.2 診断

A.2.1 一般的事項

診断は、特に示すもののほかは、修理に先立って、修理を要する部位と交換を要する部品を特定することによって、所要の部品及び修理期間を明確にするために実施する。

A.2.2 診断の実施

診断の実施は、次による。

- a) 診断を行うために必要な最小限の整備作業は、診断に含む。
- b) 診断作業の概要は、**表A.1**による。

表A.1—診断作業の概要

工程	作業内容
入場点検	入場品（診断対象物品）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	“入場品を動作させる”，“計測器によって計測する”など、本来の機能を発揮するか否かを点検する。
故障探求	機能点検の結果、異常がある場合は、故障部位などを特定する。

A.2.3 診断の結果

診断が完了した場合、修理の可能性を判定するとともに、修理が可能であれば、その部位、交換を要する部品の数量、状態、整備工数などを明記した診断明細書を提出する。

A.2.4 診断後の修理再要求

診断後の修理再要求を行う場合は、調達要領指定書に診断止めになったときの調達要求番号などを示す。

A.3 整備

A.3.1 要求基準

A.3.1.1 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) 整備は、**A.3.1.2**～**A.3.2.5**によるほか、整備実施規定の各段階に示す性能規格を最低限度として、これを満足しなければならない。
- b) 装備品等は、適切な品質管理のもとに整備し、かつ、その使用目的に応じた信頼性をもち、これを保持しなければならない。
- c) 装備品等は、個別仕様書等に規定する規格を十分に満足するとともに、装備品等本来の性能を満足しなければならない。

A.3.1.2 銘板

整備品の銘板は、**2.13**による。

A.3.1.3 配線色別

配線色別は、次による。

- a) 電子管及び半導体素子を使用する整備品内の配線は、印刷配線の場合を除き、次によって色別する。
 - 1) 色別は、着色電線を使用不可能な場合又は外面を特に着色していない電線を使用する場合は、その端末部に適切な方法で色別してもよい。
 - 2) 裸線の使用を必要とする回路、簡単な電気回路などの場合で色別しなくても、全く誤認のおそれのない場合に限り、色別を省略してもよい。
- b) a)以外の整備品に対する配線色別は、NDS XC 3502の規定を準用することが望ましい。

A.3.2 電氣的要求事項

A.3.2.1 接続点の導通

電氣的に接続する箇所は、確実かつ堅固に接続し、振動、折曲げなどの動作に対して導通に異常があってはならない。

A.3.2.2 絶縁抵抗

絶縁抵抗は、NDS C 0002の2.3.1による。

A.3.2.3 耐電圧

耐電圧は、NDS C 0002の2.3.2による。

A.3.2.4 電源の変動

装備品等に使用する電源の変動は、次による。

- a) 直流では規定値の -10% ～ $+20\%$ とする。ただし、乾電池は公称電圧の 0% ～ $+25\%$ とし、交流では規定値の $\pm 5\%$ 以内とする。
- b) 交流電源の周波数変動は、規定値の $\pm 5\%$ 以内とする。
- c) その他の電源変動は、個別仕様書等による。

A.3.2.5 温度上昇

装備品等のきょう（筐）体内部の部品の温度上昇は、個別仕様書等に規定する最高温度を超えず、また、温度上昇（標準状態の下で、温度が定常となったときの温度と、そのときの周囲温度との差）は、電子管、抵抗器などの発熱部を除き 55℃ 以下とする。ただし、構造上又は動作に差し支えないと認める装備品等の部位又は部品の温度上昇は、この限りではない。

A.4 部品及び材料

A.4.1 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) 装備品等の修理に使用する部品及び材料は、A.3.1.1を満足するほか、補給カタログに記載していなければならない。
- b) 補給カタログに未記載又は補給カタログの未発行の部品及び材料は、当該装備品等に使用しているものと同等以上のものでなければならない。
- c) その他整備実施規定の共通整備実施規定による。

A.4.2 小ねじ及びナット類とその止め方

小ねじ及びナット類とその止め方は、次による。

- a) 小ねじは、JIS B 1101及びJIS B 1111とし、ボルト及びナットは、JIS B 1180及びJIS B 1181による。

なお、第3段階整備（“陸上自衛隊の補給等に関する訓令”第12条に規定する航空機等及び指定部隊においては、“第4段階整備及び第5段階整備”をいう。）“オーバーホール”の場合は、2級以上のものを使用する。また、第3段階整備“修理”の場合は、2級以上のものを使用することが望ましい。

- b) ねじの長さは、ナットの頭から少なくとも1.5山出る長さとし、その長さに最も近い標準ねじを選定し、使用する。
- c) その他、整備実施規定の共通整備実施規定による。

A.4.3 めっき及び金属表面処理

めっき及び金属表面処理は、次による。

- a) 鉄及び鋼は、規格に従ってめっき、さび止めなどの必要な耐腐食処理を施す。
- b) 次のめっきを実施する場合は、それぞれの規格によることが望ましい。

なお、第3段階整備“オーバーホール”の場合は、日本産業規格に等級（種類を含む。）のあるもの又はNDS G 8101を適用する場合の等級は、2級以上が望ましいが、第3段階整備“修理”の場合は、この限りではない。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1) 銀めっき | J I S H 8 6 2 1 |
| 2) ニッケル及びクロムめっき | J I S H 8 6 1 7 |
| 3) 工業用クロムめっき | J I S H 8 6 1 5 |
| 4) 亜鉛めっき | J I S H 8 6 1 0 |
| | J I S H 8 6 4 1 |
| | N D S H 8 6 1 0 |

- c) 次の金属表面の処理を行うときは、それぞれの規格による。

なお、この場合、NDS G 8101を適用する。

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| 1) 鉄鋼表面の清浄処理及び塗装下地処理 | N D S G 8 1 0 2 |
| 2) 鉄鋼用りん酸塩皮膜処理 | N D S G 8 1 0 3 |
| 3) 鉄鋼用黒色酸化皮膜処理 | N D S G 8 1 0 4 |
| 4) アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜処理 | J I S H 8 6 0 1 |
| | N D S H 8 6 0 1 |

A.4.4 蓄光塗料

整備品に使用する発光性塗料は、個別仕様書に規定する場合を除き、蓄光塗料とする。

A.5 塗装及び染色

A.5.1 塗装

塗装は、次によるほか、DSP K 5218による。

- a) 整備品の塗装は、特に指定する場合を除き、旧色とする。
- b) 整備品で、特にMF P処理を施すように個別仕様書等に規定する場合は、J I S C 2 1 0 3に合格した材料によるMF P処理を施す。

A.5.2 染色

帆布及びびも類は、個別仕様書等に規定する場合を除き、NDS Z 8201の色番号2314（OD色 7.5Y 3/1）の染色とする。

A.6 附属品及び予備品

附属品及び予備品は、次による。

- a) 受領明細書に記載した附属品は、整備品本体と組合せ、総合動作を行ったとき、その性能を満足しなければならない。
- b) 予備品は、個別仕様書等に規定しない限り、修理、交換又は補充を行わない。

**附属書B
(規定)
官給品及び交換済部品の返納要領など**

B.1 適用範囲

この附属書は、官給品及び交換済み部品の返納要領などについて規定する。

B.2 一般的事項

契約の相手方は、官給品及び交換済部品を**表B.1**に示す区分に分類し、品目ごと記入札に部品名、部品番号、数量及び質量を記入する。また、分類区分ごとに返品書を作成の上、検査官等の承認を受けて返納する。

なお、返納場所は、個別仕様書による。

表B.1－分類区分

分類区分	適用範囲	処置事項
使用可能品 (程度区分1)	新品(未使用品)	受領時の程度に防せい処置などを施して、返納する。
使用可能品 (程度区分3)	古品(交換済部品)	受領時の程度に防せい処置などを施して、返納する。
使用不能品 (程度区分5)	回収指定品目の修理可能品	清掃及び洗浄を施して、返納する。
使用不能品 (程度区分7)	回収指定品目の修理不能品	契約の相手方は、修理不能理由書を作成し、検査官等の確認を受けた後、提出する。
くず	回収指定品目以外の修理不能品及び廃油類	表B.2 に示す区分によって処置する。

表B.2－くず区分

材質区分		処置事項
金属類	鉄製品	a) 金属類は、個別仕様書に規定するものを除き、材質区分に分類し、返納する。 b) 非金属類は、個別仕様書に規定するものを除き、契約の相手方が処分する。 c) 金属・非金属混合類及び油類は、個別仕様書に規定するものを除き、返納する。 d) 公害発生物、有害物質などを含むものは、関係法令などに基づき、適切な処置を行い、返納する。
	鉛製品	
	銅製品	
	黄銅製品	
	軽合金製品	
	銀製品	
	鉄・非鉄金属混合製品	
非金属類	木製品	
	ゴム製品	
	繊維製品	
	ガラス製品	
	エボナイト製品	
	セルロイド製品	
	その他	
金属・非金属混合類	金属・非金属混合製品	
油類	廃油など	

附属書C (規定) 整備品の表示要領

C.1 適用範囲

この附属書は、整備品の表示要領について規定する。

C.2 整備記録銘板など

整備記録銘板などは、次による。

- a) 整備品の銘板は、次によるほか、個別仕様書に規定する図C.1～図C.7に示す整備記録銘板などを取り付ける。

なお、細部は、NDS Z 8011による。

- 1) 整備品共通（誘導武器及びエンジン以外）銘板（図C.1 参照）
- 2) 整備品（エンジン用）銘板（図C.1 参照）
- 3) 改造銘板（図C.2 参照）
- 4) 改修銘板（図C.3 参照）
- 5) 整備履歴銘板（図C.4 参照）
- 6) 整備品（誘導武器用）銘板（図C.5 参照）
- 7) 整備品以外用銘板（図C.6 参照）
- 8) 部品等銘板（図C.7 参照）
- 9) ゴム印（図C.7 参照）

- b) 整備記録銘板などの取付位置は、旧銘板付近とする。ただし、取付け又は表示が困難な場合は、承認図面による。

なお、承認されたユニット類は、納入年月及び契約の相手方名（又は社標）を不滅インクなどによって表示してもよい。

- c) シート又はカード類で、b)によることが困難な整備品は、表C.1による。

なお、表示は、任意の見やすい箇所に直径約5 mmの印を付す。ただし、2回目以降は、1回目目の付近とする。

- d) 整備品に表示している標識などは、元の状態に復する。

表C.1—シート・カード類整備実施年度別色分け表

整備実施年度（西暦末尾1桁） ^{a)}		指定色 ^{a)}
1	6	青
2	7	緑
3	8	黄
4	9	赤
5	0	黒

注^{a)} 整備実施年度欄の数字は、西暦年末尾の数字を示す。

例 2024年度—赤の印を付する。

単位 mm

装備品共通（誘導武器及びエンジン以外）銘板

整備記録

品名

整備年月 年 月

契約の相手方名

80

50

装備品（エンジン用）銘板

整備記録

名称型式

機関番号

シリンダ径

メインベアリング径

ロッドベアリング径

整備年月 年 月

契約の相手方名

80

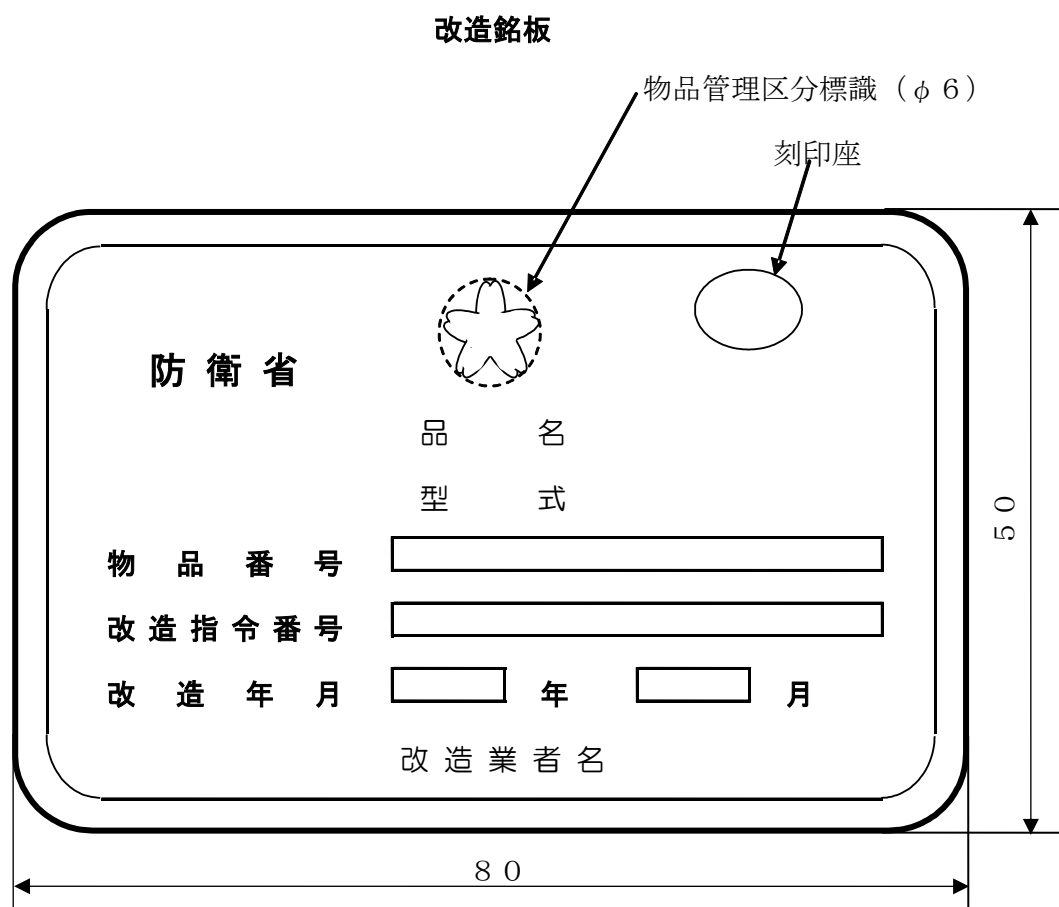
50

整備記録銘板標準様式は、次による。

- 内の記録は、打刻、シール、不滅インクなどによって行う。
- 整備年月は、納入年月（西暦年）を記入する。
- 銘板の取付けが困難な場合は、当該整備品に適応した形状・寸法を使用する。
- その他、NDS Z 8011に準拠する。

図C.1—整備記録銘板標準様式

[装備品共通（誘導武器及びエンジン以外）銘板] 及び [装備品（エンジン用）銘板]



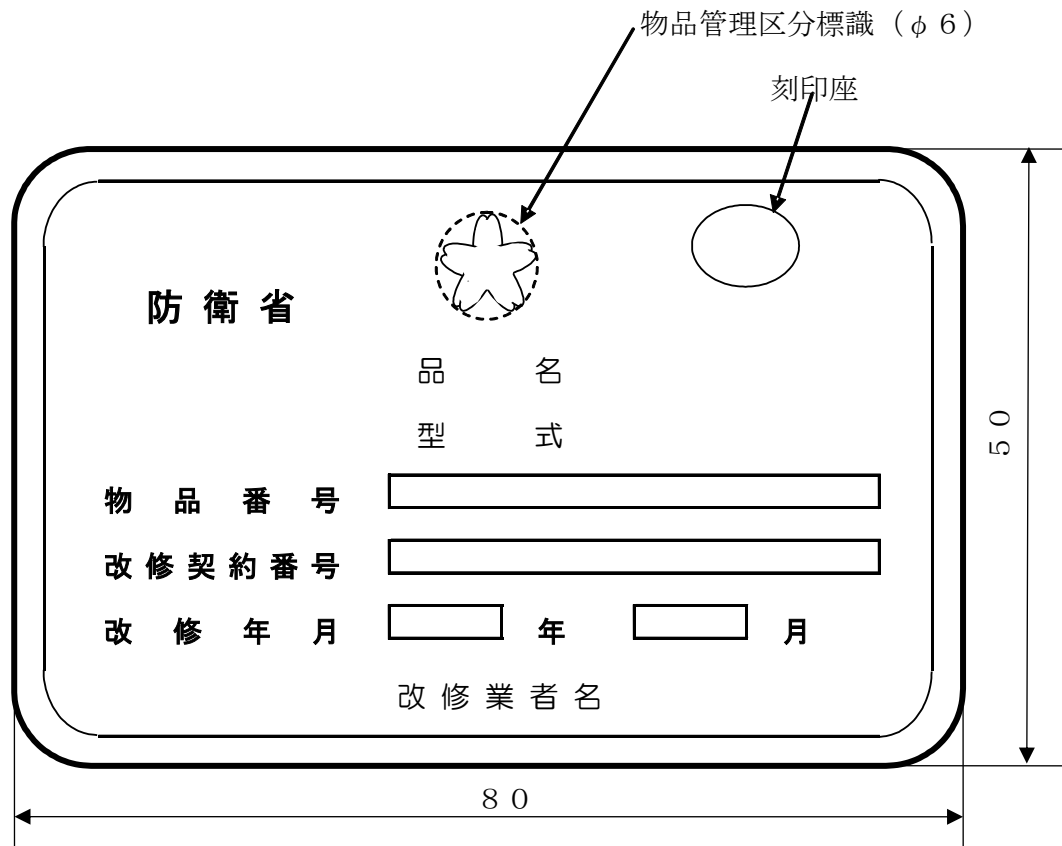
整備記録銘板標準様式（改造銘板）は，次による。

- a) 材料は，J I S H 3 1 0 0 C 2 8 0 1 P又はJ I S H 4 0 0 0 A 1 0 5 0 Pとし，厚さは0.3 mmとする。
- b) 文字，物品管理区分標識，刻印座及び枠は，材料に応じた仕上げを施し，ほかは，黒とする。
- c) 文字の大きさなど，必要な場合は，個別仕様書による。
- d) 内の記録は，打刻，シール，不滅インクなどによって行う。
- e) 物品管理区分標識は，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1の図2による。
- f) 改造年月は，納入年月（西暦年）を記入する。
- g) 銘板の取付けが困難な場合は，当該整備品に適応した形状・寸法を使用する。
なお，細部は，調達要求元と調整する。
- h) その他，N D S Z 8 0 1 1に準拠する。

図C.2—整備記録銘板標準様式（改造銘板）

単位 mm

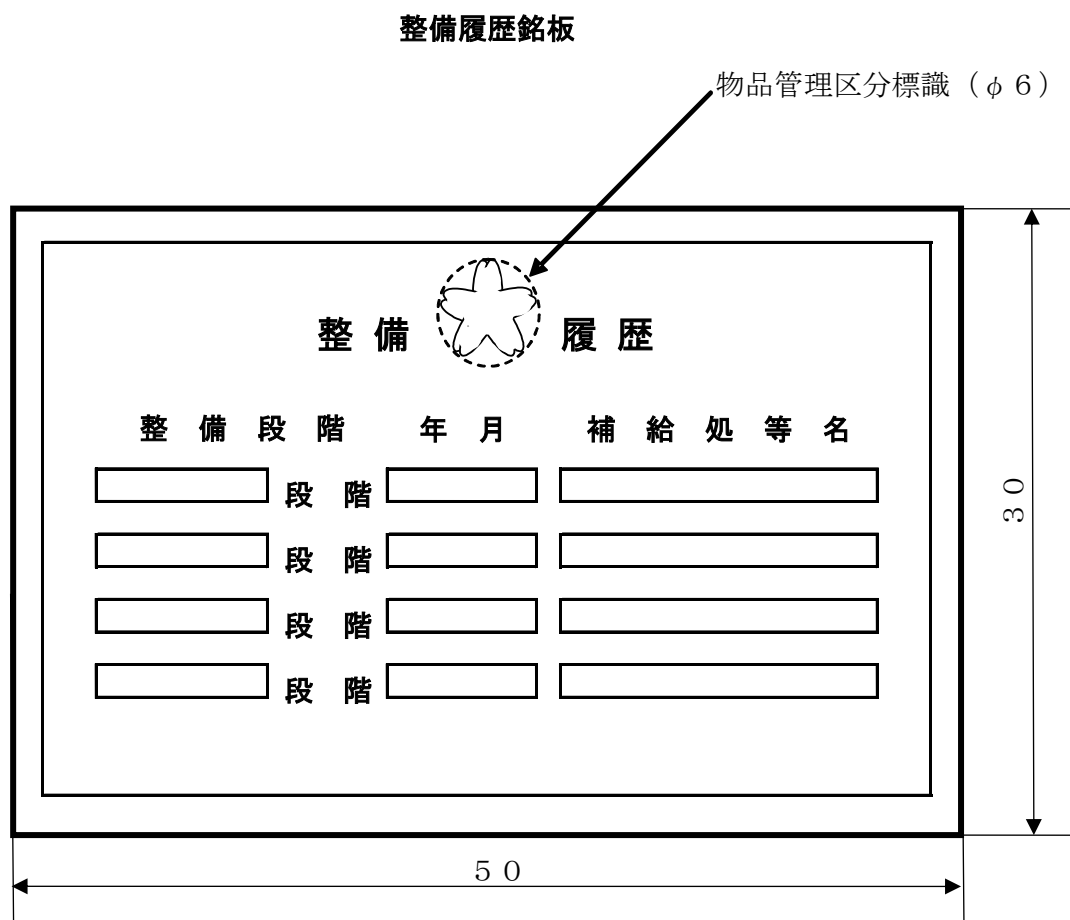
改修銘板



整備記録銘板標準様式（改修銘板）は、次による。

- 材料は、J I S H 3 1 0 0 C 2 8 0 1 P 又は J I S H 4 0 0 0 A 1 0 5 0 P とし、厚さは 0.3 mm とする。
- 文字、物品管理区分標識、刻印座及び枠は、材料に応じた仕上げを施し、ほかは、黒とする。
- 文字の大きさなど、必要な場合は、個別仕様書による。
- [] 内の記録は、打刻、シール、不滅インクなどによって行う。
- 物品管理区分標識は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の図2による。
- 改造年月は、納入年月（西暦年）を記入する。
- 銘板の取付けが困難な場合は、当該整備品に適応した形状・寸法を使用する。
なお、細部は、調達要求元と調整する。
- その他、N D S Z 8 0 1 1 に準拠する。

図C.3—整備記録銘板標準様式（改修銘板）

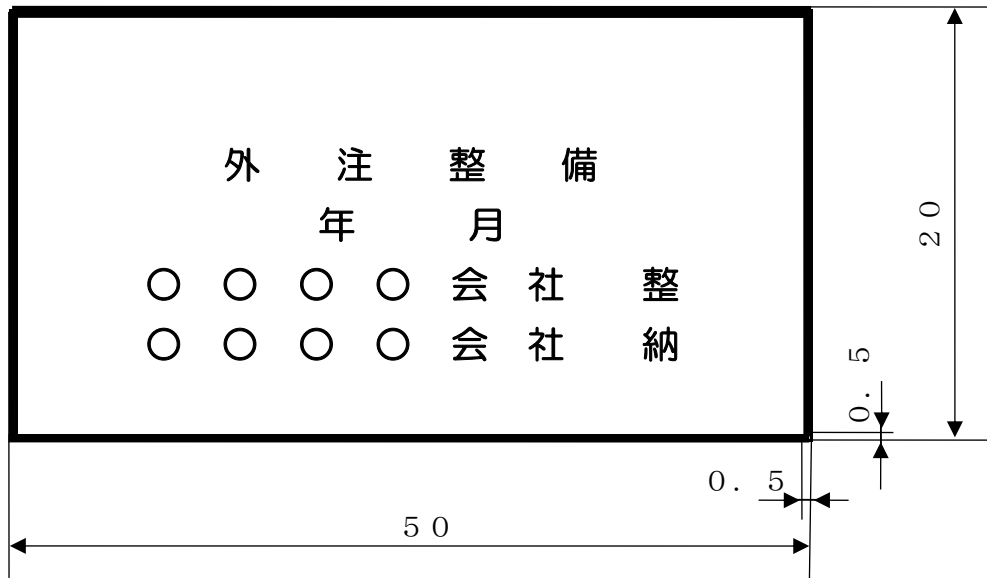


整備記録銘板標準様式（整備履歴銘板）は、次による。

- a) 材料は、**J I S H 3 1 0 0 C 2 8 0 1 P**又は**J I S H 4 0 0 0 A 1 0 5 0 P**とし、厚さは0.3 mmとする。
- b) 文字、物品管理区分標識、刻印座及び枠は、材料に応じた仕上げを施し、ほかは、黒とする。
- c) 文字の大きさなど、必要な場合は、個別仕様書による。
- d) □内の記録は、打刻、シール、不滅インクなどによって行う。
- e) 物品管理区分標識は、**G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1**の図2による。
- f) 改造年月は、納入年月（西暦年）を記入する。
- g) 銘板の取付けが困難な場合は、当該整備品に適応した形状・寸法を使用する。
なお、細部は、調達要求元と調整する。
- h) その他、**N D S Z 8 0 1 1**に準拠する。

図C.4—整備記録銘板標準様式（整備履歴銘板）

装備品（誘導武器用）銘板



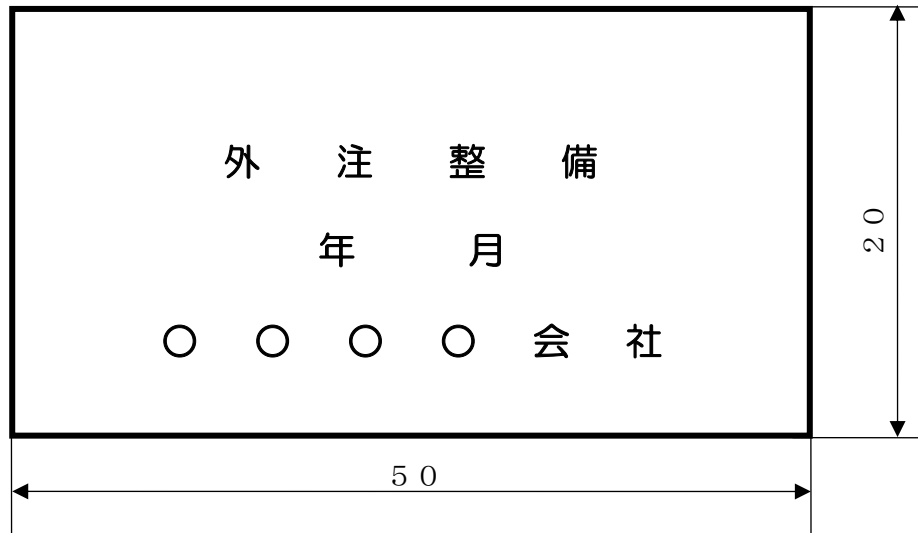
整備記録銘板標準様式〔装備品（誘導武器用）銘板〕は、次による。

- a) 材料は、デカールとする。
- b) 生地は、つや消しの白とする。
- c) 輪郭及び文字は、つや消しの黒とする。
- d) 字体は丸ゴシック体とし、文字の大きさは3 mm、太さは0.3 mmとする。
- e) 印刷は、スクリーン方式とする。
- f) MIL-M-43719又はNDS Z 8011の**箇条4**に相当した品物とする。
- g) 整備年月は、納入年月（西暦年）を記入する。
- h) OOOOは、契約の相手方名、整備業者名又は社標を表示する。
なお、契約及び整備会社が同一の場合は、OOOO会社とする。
- i) その他、NDS Z 8011に準拠する。

図C.5—整備記録銘板標準様式〔装備品（誘導武器用）銘板〕

単位 mm

装備品以外用銘板



整備記録銘板標準様式（装備品以外用銘板）は、次による。

- a) 材料は、金属とする。
- b) 生地は、つや消しの白とする。
- c) 文字は、つや消しの黒とする。
- d) 字体は丸ゴシック体とし、文字の大きさは3 mm、太さは0.3 mmとする。
- e) 印刷は、スクリーン方式とする。
- f) 整備年月は、納入年月（西暦年）を記入する。
- g) ○○○○は、契約の相手方名、整備業者名又は社標を表示する。
なお、契約及び整備会社が同一の場合は、○○○○会社とする。
- h) その他、NDS Z 8011に準拠する。

図C.6—整備記録銘板標準様式（装備品以外用銘板）

単位 mm

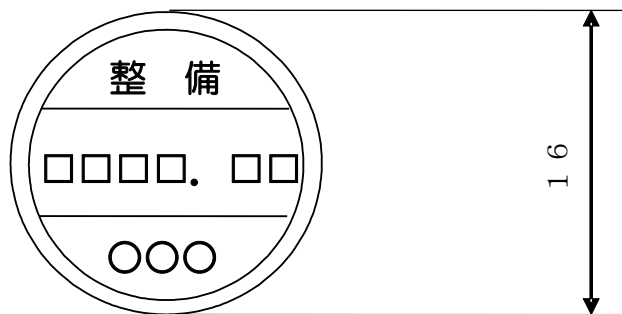
部品等銘板



部品等銘板は、次による。

- a) ○内の記録は、打刻によって行う。
- b) ○内は 契約の相手方名、社標又は略語とする。
- c) □□□□. □□は、納入年月とし、西暦年で記載する。
- d) 寸法などは、承認図面などによる。

ゴム印



ゴム印は、次による。

- a) 銘板による表示が不可能な場合に使用する。
- b) 黒色不滅インクを使用したゴム印（データ印）とする。
- c) 輪郭及び文字の太さは、0.2 mmとする。
- d) 文字の大きさは、2.5 mmとする。
- e) ○○○は、整備業者名又は社標を表示する。
- f) □□□□. □□は、納入年月（整備年月ではない。）を、西暦年で記載する。

図C.7—整備記録銘板標準様式（部品等銘板及びゴム印）

附属書D (規定) 修理基準等の作成要領

D.1 適用範囲

この附属書は、修理基準等の作成要領について規定する。

D.2 用紙

用紙は、通常、J I S P 0 1 3 8のA4を使用し、左側とじとする。

D.3 様式

表書きは、次によるほか、**図D.1**を一例とする。

- a) 表題は、“○○○○ 修理基準等”と記載する。
- b) 修理基準等の表書きに、“製造時の基準と同一とする。”という文言を記載する。ただし、改造・再生など、製造時の基準と異なるものを除く。

D.4 修理基準

修理基準は、**図D.2**を一例とする。

D.5 調整基準

調整基準は、**図D.3**を一例とする。

D.6 試験基準

試験基準は、**図D.4**を一例とする。

D.7 消耗的部品

消耗的部品は、**図D.5**を一例とする。

〇〇〇〇 修理基準等

1 適用範囲 この修理基準等は、〇〇〇〇の□□（調達要求名）に適用する。

2 修理基準等

2.1 概要 この修理基準等は、製造時の基準と同一とする。

2.2 種類 本修理基準の種類は、次による。

- a) 修理基準
- b) 調整基準
- c) 試験基準
- d) 消耗的部品
- e) その他

図D.1－表書き

修理基準

番号	部品名	測定箇所	修理精度 (製作寸法)	修理限度	処置	備考
1	○△□					
2	○□△					
3						

図D.2—修理基準

調整基準

番号	部品名	調整項目	判定値	備考
1	○△□			
2	○□△			
3				

図D.3—調整基準

試験基準

番号	部品名	試験項目	試験要領	判定値	備考
1	○△□				
2	○□△				
3					

図D.4—試験基準

消耗の部品

番号	部品名	物品番号	数量	図番	備考
1	○△□				
2	○□△				
3					

図D.5—消耗の部品